

議案第74号

相楽中部消防組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、相楽中部消防組合規約（昭和47年京都府指令7地第311号許可）を別紙のとおり変更することについて協議したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

相楽中部消防組合の事務所の位置を変更することに伴い、相楽中部消防組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

## 相楽中部消防組合規約の一部を改正する規約（案）

相楽中部消防組合規約（昭和47年京都府指令7地第311号許可）の一部を次のように改正する。

第4条中「京都府木津川市木津白口10番地2」を「京都府木津川市城山台九丁目1番地2」に改める。

### 附 則

この規約は、令和8年3月23日から施行する。

相楽中部消防組合規約の一部を改正する規約 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>京都府木津</u> <u>川市城山台九丁目1番地2</u> に置く。	(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>京都府木津</u> <u>川市木津白口10番地2</u> に置く。